監事監査報告書

令和 7 年 6 月 26 日

学校法人　新潟高度情報学園
理事会御中
評議員会御中

監事　佐藤純一　㊞

監事　　㊞

私たちは、私立学校法第３７条第３項および学校法人新潟高度情報学園寄附行為の監事の職務等に関する規定に基づき、学校法人新潟高度情報学園の令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の事業並びに財務状況の監査を行いました。
その結果について、次の通り報告いたします。

記

１．事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

２．計算関係書類及び財産目録の監査結果

学校法人の計算書類および財産に関して、不正行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、独立監査人の監査報告書の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上